

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」（以下「低入札調査試行要領」という。）に基づく失格基準価格等を適用します。その概要は以下の1、2のとおりです。

- 1 予定価格が100万円を超えWTO適用基準額未満の工事
- (1) 「低入札調査試行要領」第5により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格となります。
- (2) 「低入札調査試行要領」第4により算定した低入札価格調査基準価格を下回る価格の落札候補者は、低入札価格調査を実施します。
- 2 1(2)の調査に係る資料が提出されない場合等は、入札の無効（失格）又は入札参加停止等の措置を行います。詳細については「建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」をご覧ください。
- 3 県では、週休2日工事、ICT活用工事を積極的に推進しています。詳細については、「週休2日工事実施要領」「ICT活用工事の実施方針」をご覧ください。
- 4 本件は、「建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査」の対象案件です。抜き打ち審査の実施を決定した場合は、発注機関の長より通知しますので、予めご承知ください。
- 5 本工事は、工事成績評定の対象・対象外です。**

令和8年（2026年）8月24日

長野県 松本建設事務所長

記

○ 入札の方式 受注希望型競争入札

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 令和8年度 県単道路橋梁維持（側溝整備）工事
- (2) 工事箇所名 松本管内一円 管内一円（（一）原洗馬（停）線 塩尻市 洗馬）
- (3) 工 事 概 要 排水構造物工
自由勾配側溝設置工 L = 50m
- (4) 工 期 工事開始日から約150日間
- (5) 支 払 条 件 前金払 原則として「1件の請負代金額が100万円以上の工事等」について、請負代金額（債務負担行為に係る契約の場合は当該会計年度の出来高予定額）の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をする。（ただし、早期契約制度及びフレックス工期契約制度の場合、前払請求は工事開始日からできる。）
部分払 原則として、「1件の請負代金額が50万円以上の工事等」について、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定による範囲内で部分払いする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしていることが必要です。

(1)	入 札 参 加 資 格 業 種	土木一式工事
(2)	資 格 総 合 点 数	847点以下
(3)	同 種 工 事 の 実 績 又 は 専 門 性 の 有 無	なし
(4)	県 工 事 の 契 約 実 績 に 関 する 要 件	なし
(5)	特 定 建 設 業 許 可 に 関 する 要 件	なし
(6)	営 業 所 の 所 在 地 に 関 する 要 件	松本地域振興局管内に本店を有していること。
(7)	そ の 他 の 参 加 資 格 要 件	なし

3 入札手続等

手 続 等		期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
設計図書等の閲覧		令和8年8月24日（月）から 注）1のとおり	長野県松本市大字島立1020 松本建設事務所
設計図書等の入 手方法	閲覧設計書、位置 図、条件明示書、各 種計算書等の掲載可 能な図書	令和8年8月24日（月）から	入札情報システムアドレス： https://www.pref.nagano.lg.jp 注）2のとおり
	図面等の掲載してい ない図書		すべて入札情報システムに掲載
質問書の受付		令和8年8月25日（火）から 令和8年8月28日（金）午後5時まで 4 日間	長野県松本市大字島立1020 松本建設事務所 総務課 FAX番号：0263-47-8718 メールアドレス： matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp
回答の閲覧期間		令和8年8月26日（水）から 最終回答期限 令和8年9月1日（火） 注）3のとおり	入札情報システムアドレス： https://www.pref.nagano.lg.jp
入札書の提出方法		電子入札のみ	

入札書等提出開始日及び 入札書等提出期限	①入札書等提出開始日 令和8年9月2日（水） 注）4のとおり ②電子入札書等提出期限 令和8年9月7日（月） 午後1時00分まで 注）5のとおり	
開 札 日 時	開札： 令和8年9月8日（火） 午前9時00分から 注）6のとおり すべての開札状況は、入札情報システムへ掲載します。	
予定価格及び開札後公表設計書の公表	令和8年9月9日（水）	
予定価格に対する疑義申立て	令和8年9月9日（水）から 令和8年9月10日（木） 午前12時00分まで2日間	長野県松本市大字島立1020 松本建設事務所 総務課 FAX番号：0263-47-8718 メールアドレス： matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp
開札状況の公表予定日	令和8年9月11日（金）	
落札予定日	令和8年9月18日（金）	注）7のとおり
入札結果の公表	落札決定した日の翌日	注）8のとおり

- 注） 1 閲覧時間は、長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。
- 2 入札情報システム（この入札公告をダウンロードしたホームページ）からダウンロードできます。
- 3 質問内容により回答の閲覧（ホームページへの掲載）に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには必ず回答します。
- 4 質問回答におきまして、入札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。
- 5 県がシステム・サポート可能な時間は午前9時から午後5時（休日を除く。）です。入札手続きは、システム・サポート可能な時間内で、入札書受付締切日時までに行ってください。
- 6 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 7 落札候補者決定のための入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 8 開札状況及び入札結果は、長野県公式ホームページ（入札情報システム）（<https://www.pref.nagano.lg.jp>）に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表します。

4 設計図書等の優先順位等

入札公告している設計図書等（閲覧設計書、現場説明事項・施工条件明示書（特記仕様書を含む）・指導事項、数量計算書、設計図面）について、設計図書等間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

○食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答
- 2 現場説明事項・施工条件明示書（特記仕様書を含む。）・指導事項
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

（※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますのでご留意願います。）

5 その他の入札条件

- (1) 「建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」、「建設工事に係る受注希望型競争入札入札心得」、「長野県電子入札システム利用規約」及び「Q&A」に示すとおりです。
- ~~(2) 一抜け方式の場合の対象工事、取扱いは、別添2のとおりです。~~

6 入札担当（問合せ先）

松本建設事務所総務課 長野県松本市大字島立1020
電話番号 0263-40-1895 担当 宮澤
ファックス 0263-47-8718
メールアドレス matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp

7 設計図書等の入手方法について

入札情報システムによる工事設計図書等の公表期間は、公告の日から1年間です。

8 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

積算システムの改修がされ次第、閲覧設計書の表示が変更されますが、当面は従来の工事費内訳書に追加・補足する形で、別紙「工事費内訳書」を提出してください。（工事費内訳書は参考資料とし、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えありません）

なお、必要な内容の記載がない場合は、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領第29条第1項第4号の取扱いとし「入札書の無効（失格）」となりますので、ご留意ください。

「長野県電子入札システムスタートページ（建設関係）」にも記載例を掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/denshi/nyusatsu/index.html>

9 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア 理由の確認方法：書面（／対面によるヒアリング（住所））

イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。